

平成29年度 いじめ防止対応全体計画

伊豆市立修善寺東小学校

(1)いじめの防止

- ◎年度当初
いじめは 絶対に許されない
卑怯な行為である
どの子どもにも起こりうる 行為であることを教職員及び保護者で確認をする。
(4月3日の職員会議・4月21日の学級懇談会)
- いじめ対策委員会を設置する。
- 生活・学習ガイダンスの実施(4月11日、13日)

*いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)について、分かりやすい言葉に置き換えて説明する。
*いじめは「絶対に許されない」「卑怯な行為である」「どの子にも起こりうる」ことを、全校で確認する。

- ◎道徳教育の充実 年間計画に基づき道徳の授業を行うと共にその他教育活動全般を通して、子どもの三つの感(感性・感動・感謝)及び道徳的実践力を育む。

(2)いじめの早期発見

- ◇教育相談及びアンケート いじめがないかどうかの確認。いじめの兆候をつかむ。(6月・11月・2月)
- ◇Q U調査の実施 学級の雰囲気客観的につかむとともに、悩みがある子の発見に役立つ。(5月・12月)
- ◇休み時間や放課後 子どもの様子を注意深く見守る。

(3)いじめに対する措置

- ◆いじめの発見・通報 「いじめ対策委員会」にて情報を共有し事実確認の上、被害・加害児童及び保護者に連絡する。伊豆市教育委員会に連絡すると共に、必要ならば大仁警察署にも連絡する。
- ◆被害児童及び保護者への支援 いじめ対策委員会で対応する。(SCやSSWの協力も要請する)
- ◆加害児童及び保護者への対応 加害児童に対しては、複数の職員で指導する。(SCやSSWにも協力を要請する)保護者に迅速に連絡をして、協力を得るようにするとともに、継続的な助言をする。
- ◆いじめが起こった集団への働きかけ 当事者を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すようにする。周りの子に行う指導(傍観することはいじめに荷担することと同じということを理解するような指導など)

(4)その他

- ☆東っ子を語る会 各学級の実態について情報交換を行い、意識の共有化を図る。年に3回実施する。(5月・10月・1月)

いじめ対策委員会

校長 教頭 教務 生徒指導主任
養護教諭 該当学級担任
状況に応じて、後援会長や学
校評価委員、SC や SSW も加
わる。

- ①いじめの兆候がないかの確認
- ②いじめの事実、兆候が見られたら速やかにケース会議を実施する。
- ③聴取・支援・指導を施す。
- ④収束確認を必ず行い、収束が確認できなければ更に支援・指導を施す。

◎児童対象教育相談(休み時間や放課後)

- ・6月20日、23日、26日
- ・11月6日、7日、9日

◎アンケート

- ・上記の期間内に実施

◎Q U調査

- ・5月10日、12月13日

◎保護者面談

- ・7月26日、27日、28日(全保護者)
- ・11月16日、17日(希望者)

◎東っ子を語る会

- ・5月9日、10月10日、1月31日